

## 山形県 自動車税種別割納税通知書用封筒 広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第2項の規定により広告等に係る基準及び公募の手続きを定めるほか、要綱第10条第2項の規定により広告事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 要綱第3条第1項各号及び同条第3項の規定により定める山形県広報媒体広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第4条第1項各号（同項第4号の規定を除く。）に規定する広告は掲載することができない。

2 要綱第3条第2項各号及び掲載基準第4条第2項各号（同項第6号の規定を除く。）に規定する者又は団体のほか、山形県税（県税に附帯する税外収入を含む。）若しくは消費税を滞納している者又は団体が広告主（広告取扱業者が広告掲載を申し込む場合にあっては、広告取扱業者を含む。第5条第1項及び第7条第1号において同じ。）となる広告は掲載することができない。

3 広告掲載に係る具体的基準については、掲載基準第6条及び第7条の規定を準用する。

(広告媒体等)

第3条 広告媒体等については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体 令和7年度山形県自動車税種別割納税通知書用封筒
- (2) 広告の位置 自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面
- (3) 広告のサイズ 縦7.0 cm×横17.0 cm
- (4) 使用する色数 1色（黒）
- (5) 募集広告掲載枠 1枠
- (6) 作製数量 340,000通<sup>※</sup>

※封筒作製数量は約340,000通であるが、発送数量は、令和7年4月1日現在の納税義務者に発送するため変動が生じる。（令和6年度発送実績319,601通）

- (7) 自動車税種別割納税通知書発送 令和7年4月下旬～5月上旬

(広告掲載の申込み等について)

第4条 広告掲載を希望する者は、入札執行者に対して別記様式1「令和7年度自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書」、企業の業務内容がわかる会社概要及び広告

の素案を提出しなければならない。

また、「令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品および役務の調達等）」（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者は、別記様式2「暴力団排除に関する誓約書」及び山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないことを証明する納税証明書を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)まで（最終日の午後5時必着）とする。

(2) 提出場所

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県総務部税政課 企画担当

電話：023-630-2071

(3) 提出書類（提出各1部）

提出書類については、令和6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者といない者で異なる。具体的には下表のとおりである。

	提出書類	資格者名簿 登載有	資格者名簿 登載無
①	令和7年度自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載 申込書	○	○
②	企業の業務内容がわかる会社概要	○	○
③	広告の素案（他の広告媒体に掲載した原稿でも可）	○	○
④	暴力団排除に関する誓約書	×	○
⑤	山形県税（県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないことを証明する納税証明書又はその写し（提出日の3箇月以内に発行されたものに限る）	×	○

(4) 提出方法

提出期間内に、提出内に必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送により申し込むものとする。なお、申込みは、申込者1名につき1口に限るものとする。

（審査機関）

第5条 広告主及び広告内容等の適否を審査するため、山形県自動車税種別割納税通知書用封筒広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は総務部税政課長を、委員は総務部税政課課長補佐（総括・企画納税担当）、総務部広報広聴推進課課長補佐（総括・報道担当）、総務部高等教育政策・学事文書課課長補佐（法令・文書担当）をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めると

きには、新たに委員を追加することができる。

- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査委員会の庶務は、総務部税政課企画担当において処理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に代えて書類の回議により審査を行うことができる。

(広告主の決定)

第7条 県は、次の各号に掲げる事項により広告主を決定する。

- (1) 広告主が、要綱第3条及び本要領第2条に抵触しないと審査委員会の審査によって認められた場合、申込者を入札参加者として決定し、その結果を申込者に通知するものとする。
- (2) 入札参加者による入札を行い、入札価格が最も高い者を落札者とし、広告主を決定する。
- (3) 最も高い入札価格を提示した者が2者以上のときは、くじにより決定するものとする。
- (4) 広告主を決定したときは、その結果を入札参加者に通知するとともに、速やかに落札者と契約を締結するものとする。
- (5) 落札決定の時までに、入札参加資格を満たさないこととなった場合は、落札決定を取り消し、次順位のものを入札者とする。

(無効な入札等)

第8条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 申込書に虚偽の記載をした者のした入札

- (2) 委任を受けずにした代理人の入札
- (3) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料として申し込む価格は、520,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、広告原稿の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(広告掲載料の支払い)

第10条 落札者は、知事が発行する納入通知書により、納入通知書で指定した納期限までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告の取扱い)

第11条 県は、要綱第7条第2項に規定するほか、次のいずれかに該当する場合は直ちに広告の掲載を中止することができる。

- (1) 契約期間中、本要領第2条の規定に違反すると認められるとき
- (2) 落札者が県の指定する期日までに広告原稿を提出しないとき
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (4) 落札者が書面により、掲載取下げを申し出たとき
- (5) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

2 県は、要綱第7条第2項及び前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、落札者に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 落札者は、要綱第7条第3項に規定するほか、第1項第1号から第4号までに該当したことにより広告の撤去等の必要が生じたとき等、落札者（落札者が広告取扱業者である場合にあつては、広告主を含む。）の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用を負担する。

(日程)

第12条 広告掲載に係る日程等は、別紙のとおりとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

## 広告掲載等の日程

### 第1 広告掲載に係る日程

広告掲載に係る日程は、次のとおりです。

(1) 募集期間

令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)午後5時必着

(2) 入札参加者の決定及び通知

令和6年12月下旬

(3) 入札及び広告主の決定

令和6年12月下旬～令和7年1月上旬

(4) 広告掲載業務契約の締結

令和7年1月上旬～中旬

(5) 広告原稿の県への提出

令和7年1月下旬

(6) 広告印刷の最終確認

令和7年2月中旬

(7) 広告掲載料の県への支払い

令和7年3月下旬

### 第2 県の自動車税種別割納税通知書用封筒の作成に係る日程

県は、広告掲載業務契約を締結した後、直ちに自動車税種別割納税通知書用封筒の作成を始めますが、その具体的な日程は、次のとおりです。

(1) 印刷業者の選定

令和7年1月下旬

(2) 封筒及び広告印刷の最終確認

令和7年2月中旬

(3) 封筒の県への納品

令和7年3月

(4) 印刷代金の印刷業者への支払い

令和7年3月

山形県知事 吉村 美栄子 殿

令和 7 年度自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書

令和 7 年 4 月下旬又は 5 月上旬に発送予定の令和 7 年度山形県自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面に広告を掲載したいので申し込みます。申し込みにあたっては、山形県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領（以下「要領」という。）、山形県広告掲載要綱ほか関係法令等を遵守します。

また、要領第 2 条第 2 項の規定に違反しないことを誓約します。

申 込 者	所在地 (住所)	〒□□□ - □□□□	
	名称 (氏名)		
	代表者 職氏名		
担 当 者	部 署		
	職 氏 名		
	電 話 番 号	( ) -	
広告主 <small>※申込者と広告主が同一の場合の記載不要</small>	所在地 (住所)	〒□□□ - □□□□	
	名称 (氏名)		
	電 話 番 号		
広告の内容			

- (注) 1 「広告の内容」には、掲載を希望する広告内容（例えば、〇〇のイメージアップ広告等）を記入し、広告の素案（他の広告媒体等に掲載した原稿でも可）を添付してください。
- 2 申込者及び広告主について、会社の業務内容がわかる会社概要や会社のホームページの URL などの資料を添付してください。
- 3 入札参加の可否については、12 月下旬に文書にて通知します。

## 暴力団排除に関する誓約書

私  当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名